

再生可能エネルギー設備を導入する方に補助金を交付します

令和7年度の補助の概要は、次のとおりです。



補助金の交付の対象となる方

次の要件を満たす方が対象となります。

- (1)補助事業実績報告書提出時に高畠町に住所を有する方で、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに、再生可能エネルギー設備を導入される方。(木質バイオマス燃焼機器と太陽光発電設備については町内の事業所へ設備を導入する法人も含みます)
- (2)町税等に滞納がない方(導入される方と同居している方も含む)及び法人。

補助金の額 設備の種別によって額が異なります。

補助対象設備	設備要件	補助率	上限額
木質バイオマス燃焼機器 (ペレット・薪ストーブ)	補助対象経費 20万円超	補助対象経費の3分の1	5万円
太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力合計又はパワーコンディショナの定格出力が10kW未満	太陽電池モジュールの公称最大出力合計又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値に3万円を乗じて得た額	10万円
地中熱利用空調・融雪装置	COP3.0 以上又は同等の水準	補助対象経費の10分の1	10万円

※ 算出された額に1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額以内となります。

補助金の交付申請の手続き

補助金の交付を受けようとする時は、補助金交付申請書(様式第1号)等を提出してください。

提出期間	令和7年5月20日(火)から令和8年2月27日(金)まで受付。 ※予算がなくなり次第、期間内でも受付を終了します。
提出先	企画課 ゼロカーボン推進室
添付書類	設置場所の案内図(地図)、設置前の状況がわかる写真と建物外観四方位の写真、仕様がわかるカタログ等、設置工事等に係る見積書の写し
注 意 点 な ど	・補助金の受付は、予算の範囲内で、先着順にて受け付けます。 ・補助対象設備は未使用品(リース契約、中古品は対象外)に限ります。 ・設備設置完了(太陽光発電設備については電力受給開始)後に、別途補助事業実績報告書等を提出していただき、補助金の交付となります。

実績報告書等の提出

設備設置完了後(太陽光発電設備については電力受給開始後)に、補助事業実績報告書(様式第6号)等を提出してください。

提出期限	補助対象設備の設置を完了した日(太陽光発電設備については電力受給開始日)から起算して原則30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日まで。	
提出先	企画課 ゼロカーボン推進室	
提出書類	(1)実績報告書	様式第6号に必要事項を記入し、(2)以下の書類を添付の上、提出して下さい。
	(2)設置場所の案内図(地図)	
	(3)設置後の設備と建物外観の写真	建物外観は四方位がわかるように
	(4)仕様がわかるカタログ等	
	(5)設置工事等に係る領収書の写し	分割払いの場合は、分割払いに係る契約書及び支払明細の写しも添付
	(6)申請者本人の住民票又はその写し	法人の場合は不要

	(7)電力会社との太陽光受給契約確認書の写しと、太陽光発電設備、パワーコンディショナの品番ラベル、及び太陽電池モジュールの全枚数が確認できる写真	太陽光発電設備を設置する場合に限ります。 写真はメーカー、定格出力、型式、パネル枚数がわかるもの
	(8) COP3.0 以上の水準であることを証明する確認書(任意様式)	地中熱利用融雪装置において、ヒートポンプを利用しない方式のものを設置する場合に限ります。
注意点 など	<u>・提出期限を厳守してください。</u> ・提出書類のほか、補助金交付のために必要な書類を提出していただくことや書類の原本を確認させていただくことがあります。 ・書類受付後、補助対象設備の設置状況を調査するため、設置現場に伺います。	

その他

- (1)様式は町のホームページでダウンロードできます。
- (2)補助金の交付を受けられた方には、補助対象設備に関する報告や現地確認の際に撮影した写真の利用などをお願いすることがありますので、ご協力ください。
- (3)山形県が実施している補助金も該当する場合がありますので、ぜひご確認ください。

……お問い合わせ……

高畠町企画課ゼロカーボン推進室

電 話 0238-52-1215(直通)

FAX 0238-52-1543

